

補助金交付までの流れ(概要)

※詳細は、必ず白浜町公式ホームページで確認してください。

<https://www.town.shirahama.wakayama.jp/mokuteki/boshu/2879.html>



★旅行者→白浜観光課観光商工係

step 1

補助金交付申請書(様式第1号)を『白浜町観光課観光商工係』へ提出(郵送又は持参)

※申請書は、出発日の1月前までの間に提出してください。

【添付書類】

- ①観光バスツアー旅程表
- ②旅行業法による登録票の写し
- ③観光バスツアー事業に係る収支予算書

step 2

『白浜町観光課観光商工係』で申請書を受理後、内容を審査し、適当と認めるときは

交付決定通知書(様式第2号)により旅行者へ通知

※提出いただいた申請書は提出期限を待たず、随時審査し決定します。予算は各月毎に上限額を設けており、それぞれの予算上限に達し次第、各月毎に申込みを締め切ります。

step 3

旅行者は、交付決定を受け団体旅行を実施

★旅行者→白浜観光課観光商工係

step 4

旅行者は**実績報告書兼請求書(様式第7号)**を

『白浜町観光課観光商工係』へ提出(郵送又は持参)

【添付書類】

- ①観光バスツアー旅程表(実績)
- ②南紀白浜観光バスツアー観光施設等利用確認書(様式第8号)
- ②南紀白浜観光バスツアー宿泊施設利用確認書(様式第9号)
- ⑥観光バスツアー事業に係る収支決算書

※観光施設等利用確認書(様式第8号)、宿泊施設利用確認書(様式第9号)については、当該観光施設及び宿泊施設での資料作成の省力化を図るため、各旅行者より事前に協力依頼等を行うなど、適宜対応をお願いします。

step 5

白浜町観光課観光商工係で実績報告書兼請求書の内容を審査し、適当と認めるときは

交付決定通知書(様式第10号)により旅行者へ通知するとともに、補助金を交付